

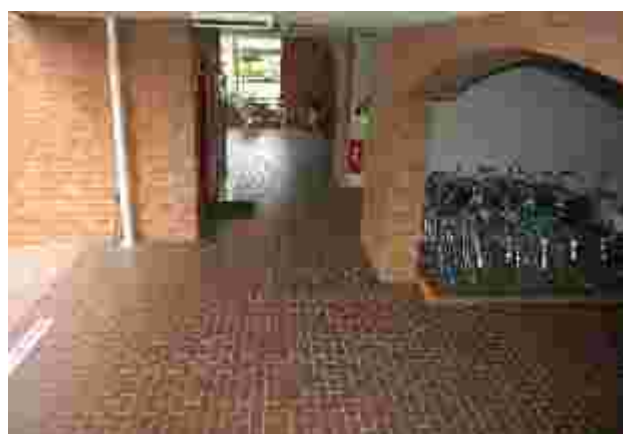
ピロティの防犯カメラ 運用開始のお知らせ

皆様のご理解と協力により10月24日(月)から始まりましたピロティの防犯カメラの設置工事が11月12日(土)までに全棟完了いたしました。

それに伴い11月5日(土)の定例理事会において、防犯カメラ・録画テープの運用内規について個人情報の保護の観点から審議をし、全文を改定いたしました。

その内容を裏面に掲載いたします。

ピロティの防犯カメラの運用は一斉に稼働する11月15日からいたします。



8. 防犯カメラ・録画テープの運用内規

1. 目的

昭島つつじが丘ハイツ北住宅団地に設置した防犯カメラ及び防犯カメラで撮影した画像の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

2. 設置場所

防犯カメラの設置場所は、各号棟のエレベーター内及びピロティとし、その内訳は別表のとおりとする。（別表：省略）

3. 設備の概要

防犯カメラシステムは、高感度カラーカメラ、カメラコントローラー、デジタルレコーダ及びビデオモニターから構成されている。

4. 日常の管理

- 1) 防犯カメラで撮影した結果は、デジタルレコーダ(以下「録画装置」という。)に常時録画されておりその画像はビデオモニターで確認することが可能であるが、プライバシー保護の観点から常時監視は行なわない。
- 2) 録画内容を確認する必要がある場合は、デジタルレコーダの録画画像をビデオテープにダビングし、ダビングしたテープ(以下「録画テープ」という。)を対象に必要な処置を行なう。
- 3) 録画装置及びビデオモニターは、施錠した不透明のキャビネットに納め、必要時以外は画像の確認やダビングができないように管理する。なお、キャビネットの鍵は管理事務所の所定の場所に保管する。

5. 管理委員会の設置

- 1) 管理組合理事会の中に、防犯カメラ管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置する。
- 2) 管理委員会の委員は、理事長、副理事長2名、総務担当理事、業務担当監事の計5名とし、管理委員会の委員長は理事長が務める。
- 3) 管理委員会は、警察機関からの公文書による要請に基づく場合を除き、如何なる個人、団体から録画装置、録画テープ又は録画内容の提供を求められても、プライバシー保護の観点からこれを拒否するものとする。
- 4) 管理委員会は、知り得た録画内容について、他に漏洩してはならない。

6. 画像の録画・再生の制限

画像をビデオテープに録画し、再生するのは、犯罪、いたずら、事故等が発生し録画内容を確認する必要性を管理委員会が認めた場合のみとする。

7. 保守管理

- 1) 防犯カメラシステムの日常管理については、三菱電機ビルテクノサービス(株)(以下「管理会社」という。)に委託する。管理会社には6か月間に一度、防犯カメラシステムの点検を実施させ、その結果を文書で報告させるものとする。
- 2) 管理委員会は、提出された作業報告書を1年間管理組合事務所の所定の場所に保管する。

8. 犯罪、いたずら、事故等が発生した場合の運用

- 1) 委員長は、犯罪、いたずら、事故等の発生で、画像の確認が必要と判断した場合、直ちに管理委員会を召集する。
- 2) 委員長は、画像確認のために管理会社と連絡をとり、管理委員会委員又は管理組合事務所担当者立ち会いのもとに、デジタルレコーダに録画されている画像を録画テープにダビングする。
- 3) ダビングした録画テープは管理委員会開催まで封印し、管理組合事務所の所定の場所に施錠し保管する。録画テープは管理委員会終了後に再び封印し、廃棄するまで管理組合事務所の所定の場所に施錠し保管する。
- 4) 管理委員会が録画テープの内容を確認する場合は、第一集会所にて開催する。
- 5) 録画テープのビデオ再生により、犯罪、悪質ないたずら、事故等の証拠となる映像が確認された場合には、管理委員会委員の過半数の賛成で、警察への録画テープ提供を決定できる。
- 6) 軽微ないたずら行為については、その対策は管理委員会の判断に任される。
- 7) 録画テープは、管理委員会の決定により裁断の上廃棄する。委員長はこれを確認する。

9. その他

- 1) 防犯カメラ・録画テープの運用内規に不具合が生じた場合は、理事会にて運用内規の改正を行なうが、その期間までの暫定処置を管理委員会で決定できる。
- 2) 理事会で決定した内容と本内規が相反する場合は、理事会での決定を優先する。
- 3) 本内規を正しく運用する為に、管理会社との取り決めを行なうものとする。

1999年 6月 5日 施行

2005年 2月 5日 一部改定

2005年11月 5日 改定